

# 令和 7 年度「八戸市水産物ブランド認証」募集要項

## *Hachinohe City Marine Products Brand Certification*

< 認証マーク >



### 【注目ポイント】

本認証の認定を受けると、

◆水産加工品の販路拡大に向けた

- ・展示会や商談会の出展費

- ・広告宣伝費 などの

補助制度を活用できます。

(上限 50 万円・1/2 補助)

◆詳しくは、水産事務所まで  
お問い合わせください。

令和 7 年 5 月  
八戸市水産事務所

### 【募集期間】

令和 7 年 6 月 2 日（月）から 令和 7 年 6 月 30 日（月）まで

### 【問い合わせ・提出先】

〒031-0822 八戸市大字白銀町字三島下 101

八戸市農林水産部水産事務所

「八戸市水産物ブランド認証」係

TEL : 0178-33-2115 FAX : 0178-33-2117

E-Mail : [suisan@city.hachinohe.aomori.jp](mailto:suisan@city.hachinohe.aomori.jp)

## 令和7年度「八戸市水産物ブランド認証」募集要項

### 1 趣旨

八戸市で製造された安心・安全・高品質な水産加工品（以下「加工品」という。）について、「八戸市水産物ブランド認証（Hachinohe City Marine Products Brand Certification）」を行い、認証された加工品を広く情報発信することにより八戸市の水産物全体のイメージアップを図り、認知度向上、消費拡大、魚価向上につなげ、八戸市水産業の振興に資することを目的とするものです。

### 2 対象者

市内で水産物の生産又は加工品の製造等をしている個人、企業、団体等で、次に掲げる全ての要件を満たす者が対象となります。

- (1) 関係法令を遵守している者
- (2) 認証の対象となる加工品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていると認められる者

### 3 認証の対象となる加工品

次に掲げる全ての要件を満たす加工品が対象となります。

- (1) 八戸市で水揚げされた水産物を主原料（使用割合が商品全体の概ね 30%以上）としていること
  - (2) 自社において令和6年度中に新たに開発製造された加工品で、既存商品でないこと
- （注意）商品のサイズや成分、パッケージ等のみを変更したものは対象外となります。

### 4 募集期間

令和7年6月2日（月）から 令和7年6月30日（月）まで

### 5 事前連絡

申請する際は、事前に八戸市水産事務所（電話：33-2115）まで御連絡ください。

### 6 提出書類

- (1) 八戸市水産物ブランド認証申請書（第1号様式）
- (2) 八戸市水産物ブランド認証調査票（第2号様式）

※提出書類の様式は、八戸市水産事務所で配付しているほか、市ホームページ内の下記 URL からダウンロードできます。



↑市HPの  
QRコード

[https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/suisanjimusho/1\\_1/18586.html](https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/suisanjimusho/1_1/18586.html)

## 7 提出方法

- ✓ 提出する際は、八戸市水産事務所へ郵送、電子メール又は直接持参してください。
- ✓ 直接持参する場合は、平日の 8:15～17:00 に提出してください。
- ✓ いずれの方法で提出する場合も募集期間の最終日必着とします。  
(但し、直接持参の場合は最終日の 17 時必着とします。)

## 8 認証の審査

- ・市職員及び外部有識者が審査員となり、下表の項目について点数評価を行います。
- ・申請者は、審査には必ず出席してください。
- ・審査の際、申請者には認証の対象となる加工品の見本を提供していただきます。  
この場合の見本品の提供に係る経費は、申請者の負担とします。  
(申請が多数の場合は、申請者の出席を求めず、見本品のみで審査を行う場合があります。)
- ・審査結果については、後日文書により通知します。

| 審査項目        |                          | 配点   |
|-------------|--------------------------|------|
| 味           | 味に優れた加工品であるか             | 40 点 |
| 斬新性         | 独自性をもった新しい加工品であるか        | 20 点 |
| 見た目         | パッケージ、ネーミングなどが優れた加工品であるか | 10 点 |
| 簡便性         | 普及が期待できる加工品であるか          | 10 点 |
| 素材          | 素材が十分に活用されている加工品であるか     | 10 点 |
| 加工場の衛生管理レベル | HACCPに基づく衛生管理が行われているか    | 10 点 |

## 9 審査日時

ヒアリング審査を実施します。

※日時及び会場は、申請者に別途お知らせします。(7月予定)

## 10 認証の決定

審査の結果、平均点数 70 点以上を獲得した加工品について、市長が「八戸市水産物ブランド認証」として認定し、認証書を交付します。

## 11 認証に当たっての留意事項

- (1) 認証の有効期限は、決定の日から 3 年を経過する日の属する年度の末日までとします。
- (2) 申請により認証を更新することができます。
- (3) 認証者から認証の取下げの申出があったときや、虚偽の申請により認証を受けたとき、法律的倫理的問題が発生し、市長が特に認証を取り消すことが必要と認めたときは、認定を取り消すものとします。

## 12 その他

認証申請に当たっては、本募集要項のほか、「八戸市水産物ブランド認証制度実施要領」も合わせて御確認ください。